

第3部 海上交通の安全

第1節 海難の発生状況とその防止

船舶交通は、一般に入り組んだ海岸線、暗礁等の複雑な地理的条件、変化の激しい気象・海象条件等の影響を受けることが多く、また、近年における輸送需要の増大、技術革新の進展に伴い、交通量は逐年増加の一途をたどるとともに、船舶の種類、船型、性能は、多様化の傾向を示している。

このような情勢に対処して、海難防止に関しては、これまで各般の海上交通の安全に関する施策を講じてきた結果、船腹量の増加にもかかわらず、救助を必要とした海難の発生状況は、昭和35年から昭和39年にかけては、年間約2,800隻から3,500隻、昭和40年から昭和44年にかけては、年間約2,500隻から2,800隻の間で年々多少の変動を示しながら減少傾向にあり、また、海難等による人身事故の発生状況は横ばい傾向を示している。

しかしながら、今後の問題として、貨物流動の中心となっている大港湾およびこれに通じる航路等における大型船舶の航行、カーフェリー、はしけなどによる主要航路の横切り等運航状況の異なる船舶のふくそう化、ヨット、モーターボートなどによる沿岸、河川、湖沼等におけるレジャー活動の活発化、石油類の海上輸送量の増大に伴う油送船等危険物積載船舶の大型化等が考えられる。

このような状況に鑑み、以下に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進し、海難を極力減少させるとともに、海難が発生した場合には、とくに人命の救助に万全を期するものとする。

第2節 講じようとする施策

1 海上交通環境の整備

1) 交通安全施設等の整備

ア 航路、港湾の整備

昭和46年度を初年度とする港湾整備五箇年計画に基づいて船舶交通のふくそりによる衝突、乗揚げ等の海難を防止するための航路の整備および港内における船舶の安全を確保するための防波堤、航路、泊地等の整備を促進する。

また、漁港については、昭和44年度を初年度とする第4次漁港整備計画に基づいて、防波堤、泊地等の整備を促進する。

イ 航路標識の整備

航路、港湾の整備、海上交通の活発化等に対応し、港湾、航路等に重点をおき、燈台、燈浮標等各種の航路標識を増設するとともに、外洋を航行する船舶に対する航行援助を充実するため、電波標識の整備を推進する。

また、既設の航路標識の機能と信頼性の向上を図るため、改良改修を計画的に推進する。

(2) 交通規制の合理化

海上交通量の増大、大型船舶の就航等に対応して、港内については、特定航法の設定、停泊の制限等、また主要な狭水道にあってもそれぞれの実態に即した合理的な交通規制を一層推進する。

また、船舶のふくそりする河川、湖沼等の水域にあっても、事故の防止を図るために措置を推進する。

(3) 海上交通管制体制および海上交通情報機構の整備

港湾の整備等に対応して、港内における衝突、乗揚げ等事故発生

の危険性が高い水路については、信号所による航行管制の充実を図る。

一方、東京湾をはじめとして、海上交通のとくにふくそうする海域については、船舶に対し港内、狭水道の交通状況を中心とした総合的な交通情報の提供および港内における航行管制を行なうための海上交通情報機構の整備を図る。

(4) 大型油送船に関するその他の交通環境の整備

東京湾、瀬戸内海等海上交通の著しくふくそうする海域における大型油送船の海難による大規模な災害を未然に防止するため、海上交通の安全上適切な区域に、大型油送船の集約的係留荷役施設(シーパース)、原油中継基地(CTS)、送油施設(パイプライン)を設ける等大型油送船に関する交通環境の整備について、総合的な構想のもとに調査検討を行ない、その結果を得て所要の施策を講ずることとする。

2 海上交通の安全に関する知識の普及等

(1) 海難防止思想の普及

海難防止思想の普及高揚と船舶の安全運航に関する指導けいもうを図るため、海事関係者に対する海難防止強調運動等を充実強化するとともに、漁船および内航船の乗組員等に対する海難防止講習会、水上安全講習会等による海難防止活動の充実を図る。

(2) 民間組織活動の指導育成

海難防止思想普及の一層の実効を期するため、海難防止関係団体が積極的かつ円滑に活動できるよう、その指導育成を図るとともに、海難防止に関する民間組織の拡充強化を図る。

3 船舶の安全な運航の確保

(1) 船員教育の充実および船員の資格に関する制度の合理化

船腹量の増大および船舶の自動化の進展等船舶の技術革新に対処するため、教育内容および教育施設の充実整備を促進し、船員の資質、技能の向上を図るとともに、海技従事者の試験内容および資格の合理化を図る。

(2) 船舶の運航管理の適正化

適正な運航管理を促進するため、運航管理者の研修を実施することとし、また、運航管理規程の作成および運航管理者の選任が義務づけられている内航旅客航路事業以外の海上運送事業者に対しても安全運航を確保するための運航に関する指針の作成を促進させ、かつこれの励行を推進する。

(3) 船員の労働条件の改善

長時間労働等の労働条件に起因して発生する事故を防止するため中小規模経営の海運業、漁業における労務管理担当者に対する講習を充実し、あわせて船員労務官による労働条件の一層の改善に関する指導の強化を図る。

また、小型漁船に対する船員法（昭和22年法律第100号）の適用については実情に即してその適用範囲を拡大するとともに、危険物の取扱いに伴う災害防止基準等の設定を図るため、関係法令を整備する。

(4) 水先体制の整備

最近における港湾事情等の著しい変化に対処し、水先区の新設、拡張、廃止、水先人の適正員数の確保等により水先体制の整備を図る。

(5) 海上交通に関する情報の充実

ア 海図、水路誌等の整備および水路通報の充実

港湾、航路の整備などに対応して海図、水路誌等の内容を適

切なものにするため、水路測量、海象観測等の体制を強化するとともに、海図、水路誌等の新改版に努め、あわせてその補正の充実を図る。

また、航路障害の状況等船舶航行の安全に関する情報を迅速かつ的確に船舶に提供するため、水路通報の充実を図る。

イ 気象情報の充実

海上交通の安全に関連の深い台風、波浪、霧、海水等について、その的確な把握と予報精度の向上を図るため、気象レーダー情報伝送網、ブイロボットの整備、気象衛星の活用等による監視体制の強化および波浪、海水等の観測体制の充実に努める。

また、波浪予報体制の整備を図るとともに、気象情報等を迅速に船舶および関係機関に伝達することに努める。

4 船舶の安全性の確保

(1) 船舶の構造、設備等に関する安全基準の整備

大型油送船、大型鉱石運搬船、外洋フェリー等に対する安全規制を強化するため、安全基準を整備するとともに、海洋開発用船舶、LNG（液化天然ガス）船などの危険物専用船等に対する新しい構造、設備および性能に関する安全基準を設ける。

一方、自動化機器、電波航海機器等船舶の安全運航に関する設備について安全基準を設ける。

また、現在船舶安全法（昭和8年法律第11号）の施設基準の適用を受けていない小型船舶について、事故防止のための安全基準を設け、これを実情に即して段階的に適用し、その安全性の向上を図る。

(2) 船舶の検査体制の充実

新技術を導入した船舶の建造、就航と船腹量の拡充等に伴う検査

業務の高度化と増大に対処して、適切な船舶検査を実施するため、船舶検査官の技術向上に重点をおいた研修を強化するとともに、検査事務処理の機械化を図り、あわせて船舶検査官の配置の適正化等の検査体制の整備を図る。

(3) 船舶の点検整備の充実

船長による発航前検査の励行およびその的確な実施を図るため、船員労務官による指導、監督を一層強化するとともに、船体の主要部材の腐食、損傷等の発見を容易にするため、点検のための施設を船舶に設置するよう措置を講ずる。

5. 海上交通秩序の維持

港内および主要航路においては、巡視船艇等による航法指導を強化するとともに、無資格運航、積み過ぎなどの海事関係法令違反は、海難に結びつくおそれがあるので、全国一斉取締りを行なう等指導取締りを強化する。

6. 緊急時における海難救助体制の整備

(1) 海難情報の収集体制の整備

海上における船舶、航空機の遭難・緊急通信等を聴守し、その遭難位置を的確には握るとともに、迅速、適切な救助通信を行なうため、送受信施設の充実等通信諸施設の整備を図る。

(2) 海難救助体制の整備

海難救助を的確かつ迅速に遂行するため、巡視船艇の整備を計画的に推進し、その近代化を図るとともに、航空機による救難体制を整備し、これと巡視船艇との立体的な連携運用により海難救助の効率化を図る。

また、海難の発生のおそれのある海域には、巡視船艇を前進しよ
う戒させる等海難救助即応体制の強化に努める。

一方、海難救助関係機関等の協力による総合的救助活動を確保するため、関係機関等相互の連絡体制を整備するとともに、民間団体の指導育成に努める。

7 損害賠償の適正化

船舶の事故により旅客、第三者等に与えた損害に関する船主の責任について、国際条約の動向等を勘査して国内法の整備を促進するとともに、船主の損害賠償能力を高めるための方策の検討を進めることにより、損害賠償の一層の適正化に努める。

8 科学技術の振興等

(1) 海難防止のための研究開発の推進

海難原因としては、一般にさまざまな要因が考えられるが、これらの複合によって発生する事例も多く、海上交通の安全を確保するためには、これらの各要因に関する科学的研究を一層促進するとともに、この結果を反映して、総合的な海上交通の安全施策の基礎を確立する必要がある。

このため、国立の試験研究機関について、研究施設、研究費等の充実による研究体制を整備するとともに、関連の試験研究機関における研究開発の促進を図り、あわせてこれら試験研究機関相互の連絡協調の強化による総合的な試験研究の促進を図る。

また、試験研究の成果を安全対策に反映させるとともに、関係者に対しその活用を促進する。

(2) 海難原因の究明のための総合的な研究調査の推進

海難の原因を一層迅速かつ的確に究明し、これを船舶の運航面に反映させるとともに、同種の海難の再発防止に資するため、総合的、科学的な海難原因の究明体制の充実強化を図る。